

# 在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の 管轄区域を定める省令の一部改正について

平成30年12月  
自治行政局選挙課

## 1 改正内容

### ○ 在ダバオ日本国総領事（フィリピン）の新設に伴う改正

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成三十年法律第二号。以下「改正法」という。）の施行による在ダバオ日本国総領事の新設に伴い、在ダバオ日本国総領事の管轄区域を定めるとともに、在フィリピン日本国大使の管轄区域から在ダバオ日本国総領事の管轄区域を除く。

## 2 施行期日

平成31年1月1日

（改正法の規定中在ダバオ日本国総領事に関する部分の施行期日と同日）